

第 8 回食料安定供給特別会計入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成22年4月19日)

| | | | |
|----------------------|------------|---|---|
| 開催日及び場所 | | 平成 2 1 年 8 月 2 6 日 (水曜日) 総合食料局第 5 会議室 | |
| 委員 | | 塩田忠典 (団体職員) 尾崎輝郎 (公認会計士) 山口俊明 (公認会計士) | |
| 審議対象期間 | | 平成 2 1 年 4 月 1 日～平成 2 1 年 6 月 3 0 日 | |
| 審議対象案件 | | 2 4 9 件 うち、1 者応札案件 6 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1 件 | |
| 抽出案件 | | 5 件 うち、1 者応札案件 3 件 (抽出率 2 %) (抽出率 6 0 %) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1 件 (抽出率 2 0 %) | |
| 抽出 案件 内 訳 | 物品・ 役務等 | 一般競争 | 4 件 うち、1 者応札案件 3 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1 件 |
| | | 指名競争 | 1 件 うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件 |
| | | 随意契約 (企画競争・公募) | 1 件 うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件 |
| | | 随意契約 (その他) | 1 件 うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件 |
| | (特記事項) | | |
| 委員からの意見・質問、それに対する回答等 | | 意見・質問 | 回答等 |
| | | (詳細に記述すること。) | (詳細に記述すること。) |
| | | 別紙のとおり | 別紙のとおり |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容 | | 第 6 回及び第 7 回食料安定供給特別会計入札等委員会の 契約審議について別添のとおり意見の具申が行われた。 | |
| [これらに対し部局長が講じた措置] | | | |

事務局：総合食料局総務課経理室

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人 (一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 4 2 条第 1 項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。) をいう。

委員からの意見・質問、それに対する回答等

| 意 見 ・ 質 問 | 回 答 等 |
|---|--|
| <p>1 輸入米の買入委託契約 【アメリカ産のカリフォルニア産米、うるち精米中粒種13,000トン】（指名競争入札）</p> <p>・これは、例の事故米事件があった後のものですか。この案件で事故米みたいのは発見されたか。</p> <p>・わかりました。改正の関係については、例えば契約条項の中で、契約書の第15条（事故品又は荷粉品の区分及び処理）がそうですね。</p> <p>・これに関連して、契約条項第15条の第2項で低品質品の区分を受けるといっていますが、これはいわゆる事故品とか15条に該当する以外のものですよね。これについては甲に引渡すという事で、第15条第4項の様な措置を取っていませんが、これはどういう理由からなんですか。</p> <p>・低品質品の処理に関しては、後で対象になる案件の輸入麦とは違いますよね。輸入麦については、第15条第2項において低品質であっても積み戻しや廃棄という取り扱いとすることとさ</p> | <p>・輸入米の買入委託契約についてご説明させていただきます。この案件は、20年度の第4四半期の前回の未審議の部分と承知しております。若干古くなってしまいますけども2月27日に契約したものです。20年度は、国際約束に基づきまして77万トンの輸入米の買入契約を致しました、そのうちの1件です。</p> <p>抽出事案はアメリカカリフォルニア産、うるち精米の買入契約ですが、履行期間は契約毎に定めております。本件は2月末に契約をしましたが、現地での船積期間を4月中旬15日から6月15日と設定して契約を締結致しました。本件については既に契約の履行は完了してしまっていて、特段問題無く契約が履行されております。</p> <p>・本件については出ておりません。</p> <p>・契約条項第15条は、平成20年の11月に改訂したもので、食品衛生法上問題があるものについては、第15条3項にありますように、買い入れはしないこととしました。また、この際の取扱いとして、第4項にあります通り、積戻し若しくは廃棄という扱いとすることにしました。</p> <p>・いわゆる事故品というものの定義が、契約書第15条の第1項に規定してあるんですけども、食品衛生法上問題があるものは事故品としています。</p> <p>また、契約書第10条に輸入手続きの規定がありまして、食品衛生法とか、それ以外に植物防疫法とか関税法等による一連の輸入手続きを経ることとしています。</p> <p>このなかで、食品衛生法に合格したものでないと輸入出来ないこととなっております。ただし、食品衛生法上は合格するものでも、実は多少水に濡れたりする場合もありまして、少し水に濡れたものっていうのは、程度にもよりますけど乾けば使えと、それは輸入検疫上は合格するものですから、それをもって、ここに記載のある低品質品とされています。これは輸入は出来るものですから、そういう意味では分けをしております。</p> <p>・麦も平成21年で更にまた見直しをしておりまして、この低品質品というものの定義を無くしました。水に濡れたもの全て買入れしないような形の契約の見直しにです。</p> |

れているが、どうして米と麦について差違を設けているのですか。

・それで21年度からは米と同じにしたのですか。

・基本的に契約内容を変える事によって、例えば何か単価が特別に高くなったという事はないのですか。例えば危険負担分を増やしたりといったことはないのですか。

・そうすると、コストの上乗せ部分について、応札は高く入れる可能性がある訳ですね。

・以前、19年度と18年度の輸入米と麦について、業者別の受注シェアの表を作って頂いたんですが、20年度についても、それと同じ様な形で作って頂けますか。

・落札率が〇%でかなり安く落ちていますね。

・値段が上がり気味だとか下がり気味だとかいうのは、ここに書いてあるような予定価格を出しますが、出した時にこれはやや高めだとか安めとかってというような事というのは、結構見当がつくものなのですか。

2 輸入麦の買入委託契約

【食糧小麦オーストラリア産 ASW21,000 トン】
(指名競争入札)

【食糧小麦カナダ産 1 CW21,000 トン】
(指名競争入札)

・はい。米も麦もここにある低品質品、水に濡れたものは常に買入れないということです。

・一義的にそのためのコストを乗せているとは承知してません。

・可能性はあります。米代金の相場とか、為替レート等があって、結果として円建てで応札してますので、業者がどのように応札しているか、分析する事は難しいんですけども、彼らとして必要なコストを算定して応札していると思われま。

・はい、分かりました。

・そうですね、昨年の春以降、価格高騰して、徐々に下がりつつあるんですが、未だ、ちょっと高い水準にあるもんですから、率としては何パーセントなんですけども、価格水準が高い中で一定の競争も働いた結果ではないかとは感じています。

・いわゆる絶対値としての価格は算出されます。構成要素を足したり掛けたりですね。そうすると何となく、例えば何年か前はこんな価格だったけども今はこんな価格だと。そういう比較をした上で高い、安いというイメージですね。また、国際価格というのは、毎週発表されるんですけども、全体の流れているのは、今、やはり上がり基調だとか少し下がり基調だという、いわゆる感覚として認識はしています。

・輸入麦の入札の説明をさせていただきます。前回の積み残し分を含めて2件あります。3月3日契約のノーブルジャパン株式会社のASW 2万1千トンについては、応札者3者となっております。応札者が通常よりも少ないのは、オーストラリア産小麦は、それまでAWBという国家貿易機関が独占的に輸出をしていたところ、去年から自由化され、22社ほど輸出業者が登録され競争が非常に激しくなりました。皆さんこぞって麦を売ったため、輸出港のキャパシティが足りなくなってしまう、日本が買付ける麦の船積時期(4月1日～30日)に船積みの約束ができないということで入札に参加する輸出側業者が少なくなり、その影響で日本の商社も参加者が少なかったようです。

・金利は同じですよ、では金利の差ではないのではありませんか。

・それならば予定価格上に反映してもいいのではないのですか。予定価格はどうだったのですか。

・オーストラリア産とカナダ産について、履行期間は定めないけども契約において積期は、オーストラリア産が4月1日から4月30日、検収は翌月の末の予定と書いてある。一方カナダの場合は、積期が8月11日から9月10日、検収はその月の下旬というふうになっているんですけど、オーストラリアとカナダでは、大体こういう違いが出るものなんですか。

・オーストラリアの場合は契約日が3月3日で、船積み期間は4月1日から4月30日ですが、カナダの場合は6月契約で船積み期間は8月から9月となっていますよね。オーストラリアは3月3日に、ある程度目鼻がついたところで契約書を結んで、良いタイミングで積めたのかなという感じ、カナダは結構前に契約を結んだ感じを受けるんですが。

・輸入業者は一定の条件を課せられるんですよ。何者くらいあるんですか。

・それで、定期的に見直しはされているのですか。

・それはどこかに公表されているんですか

・この指名競争で応札する会社というのは、出先があるとか無いとかいう問題もあると思うんですけど、オーストラリア産の場合は同じ18者の中でも何者か集中するとか、カナダ産だったらもっと多いとか少ないとか、何かそういう傾向はあるんですか。

6月24日契約の伊藤忠商事の1CW2万1千トンについては、7者応札となっております。今回抽出されたものは8月11日から9月10日に船積みするものですが、同じ日にもう一船8月1日から8月31日に船積みする1CWもあり、今回抽出されたものの方が若干高くなっています。これは、船積み期間が10日遅い分、金利や保管料が余分にかかるからだと考えられます。

・商社の積算内訳については正確には分かりませんが、通常、麦は秋に穫れて1年かけて売られるので、産地では売れる時期が遅くなればなるほど保管料や金利が嵩むということです。

・予定価格は〇〇です。(予定価格担当)

・通常、オーストラリアで船積みして日本に到着するまで約10日かかり、カナダは約2週間位で、日本に到着するまでの期間がそれ程違う訳ではありません。日本に到着して荷揚げし検査をし、それらが全て終わった後で検収になりますが、検収までの日数もそれ程変わりません。積期が10日違うのに検収が両方とも下旬になっていますが、多少幅がありますので、たまたまです。

・通常、輸入麦の入札は2か月先に船積みするものを買付けており、ほぼ毎週入札を行うので、月初めの入札で買付ける場合も、月の終わりの入札で買付ける場合もあり、今回のオーストラリアの3月3日契約のもの入札日は2月19日、カナダの入札日は6月11日で、両方とも2か月後に船積みするものを買っています。

・麦の登録業者は18者です。

・基本的には3年毎に更新しており、それ以外の時期に参加したい方があれば随時受付をするという形になっております。

・はい、農水省のホームページで、通常、年内に公示して、翌年の3月31日までに審査を終え、4月1日からその資格の人が参加するという形になっております。

・参加者の傾向については特にありませんが、会社の出先が無い国については応札に参加出来ないことになっています。尤も、大手の会社は、どこにでも出先があります。

・一応、18 者は全部出先がありますか。

3 国内米の買入委託契約

【平成 20 年産愛媛あきたこまち 2 等、内米買契第 8 号】（一般競争入札）

【平成 20 年産青森まっしぐら 2 等、内米買契第 72 号】（一般競争入札）

・この随意契約の場合、最低の落札価格の範囲内で随意契約する訳ですが、最低の落札価格というのは例えば随意契約で契約参加しようとする者はその価格を知り得るのですか。普通 1 回目で落札した場合、これで落札したと発表する際にその金額はいわないのですか。そうすると、今の落札価格は国しか知り得ない訳ですか。

・全農が契約相手になった方を見ていくと、これが実際の数量になる訳ですか。
買入数量という欄がありますよね。これが全農の方で集めた数量になっているのですか。

・入札説明書の関係ですが、「9. 落札者の決定方法」の 4 号で、この「買入区分の入札数量の合計が、当該入札者に係る区分出荷数量…」ってありますが、これはどういうものなんですか。

・例えば買入入札第 1 回と書いてあって、例えば一番上の所は申込単価が書いていてありますよね。これが落札になっていて、今度は 10 番目に先ほどの単価より少し高い金額が不落札となっていますが、これは品種が違うからということですか。

・いえ、無いところもあります。小さい会社はアメリカだけにしか出先が無いとかですね。そういう場合は、カナダ産とオーストラリア産の入札には参加出来ません。

・毎年、国内米の政府買入につきましては、年に 1 回から 3 回程度、入札を行い、1 回の調達の数々が大体 10 万トンから 30 万トン程度という事で行っております。平成 20 年産につきましては、10 万トンを 21 年 2 月に一般競争入札により調達を致しました。

一般競争入札につきましては、20 年産の愛媛のあきたこまちですが、応札者については全農 1 者となっております。

随意契約につきましては、不落随契という事で、会計法令上、入札で不調に終わった場合に、随意契約をする事ができるという規定に基づいて随意契約を行いました。青森のまっしぐらの 2 等につきまして、随契で見積合わせをした結果、契約を結ぶ事になったというところ です。

・通常の入札による落札決定の場合は、入札参加者が全部そこに一同に会して落札者が決定されますので、その際は金額が読み上げられるので、最低落札価格は分かりますが、複数落札の場合には、読み上げるとい形は相手がいないのでしないため、落札価格は知り得ないということです。

・そこは今回ちょっと特殊ですけど、区分出荷数量というのは個別にずっと決められていきますので、それを積み上げたものが実際にメニューに載せるような形になっていく訳です。

実際に区分出荷米が 10 万トンしか出ないのに、12 万トンの銘柄を吊るすことは有り得ない訳でして、どの銘柄でどういように発生したのかをきちんと調べた上で入札に付し、価格についてはきちんと競争してもらおうよという形でさせて頂いています。

・区分出荷数量というのは、端的に言うと、過剰米ということになります。

・細かく産地県と品種と等級で値段が全く違う訳で、それ毎に価格を作っているということです。きらら 397 は、割と最近人気が高くて、全集連の所は、落とせると思ってきたと思いますが、そんなに高くは買えないと。

きらら 397 は、最近高値が続いているところがあつて、それで行けるという思ったのでしょうか、

・今回は全部売れたのですか。この随意契約でも不落札は色々ありますよね。まだもう一回やって、予定通り全部買入れ出来たということですか。

・この不落随契の案件、コシヒカリがありますが、このケースの場合は、もう一度随意契約をやったのですか、それとも一般競争でやったのですか。

・その時の入札者は何者かいらっしゃったんですかね。

・ここで落札した価格との関係で言うと、その価格が一部農家に行く訳ですか。

4 政府所有食糧運送契約

【東京都から沖縄県、540,000 kg】

(一般競争入札)

【鹿児島県内、1,504,648kg】(一般競争入札)

・この運送契約で、公募の場合と一般競争の場合で、資格者の格付けが違うという話をお聞きしたと思いますが、公募の方がDになって、一般競争がCですが、今後も同様な考え方により資格者の条件とするのですか。

・東京から沖縄への運送契約ですけれども、これは2者の金額がほとんど変わりませんが、同じ様な積算をしてきたということですか。次の3番目の全農物流はだいぶ違いますよね。

・過去の実績を勘案して予定価格を立て、予定価格を○%にしたというような具体的事例はあるのでしょうか。次回の委員会で、21年度か20年度まで遡って頂き、予予定価格の実例を反映して予定価格を作成している事例について説明していただきたい。

そこは折り合いがつかなかったということです。

・はい、買入れ致しました。随意契約までやって、先方と折り合いが付いた場合に見積合わせを行うということなので、折り合いがつかなかった銘柄もいくつかありましたので、再度公告を打たせて頂いて、もう1回入札をかけて、それで調達をしたということです。

・随意契約でやりました。今回の買入自体、政府の経済対策の一貫として組み込まれていた経緯もあって、早々に調達しなければいけないという状況があったことから、そこで不落随契を続けていくという手も無くはないんですけども、先方と折り合いが付かないとそれ以上続けても折り合いが付かないので、そこは一旦、入札をし直すという形しか無いということです。受渡人側にも説明をした上で、再度やったということです。

・530数者のうち、10者程度だったかと思います。

・特に全集連さんは、集荷組合の連合体みたいなのがあって、基本的には落札したところから一定程度、集荷手数料みたいなものは考慮しているというふうに理解しております。

・東京都から沖縄県の運送ですが、一般競争入札で行いまして、応札者は2者、契約相手方は日本通運株式会社となっています。

続きまして鹿児島県内の抽出案件ですが、応札者数は3者、契約の相手方は日本通運株式会社です。

・公募に関しては、ご指摘を踏まえてDという形で見直しております。入札の方は金額に応じてCという形にしております。

単価契約ということもございまして、いくら金額の調達になるか当初は予想出来ないということもありますので、Dという形で見直しております。

・業者の積算方法は不明です。

・分かりました。

5 政府所有食糧寄託契約

【タイ産もち精米 3,000 トン】（一般競争入札）

・舞鶴港において低温倉庫で、且つ接岸可能な倉庫という入札条件でやってる以上は、必ずこの1者しか入札参加出来ないということでしょうか。

・低温化してないのですか、他の倉庫は。

・そういう場合は一般競争なんですか。

・舞鶴倉庫には、年間何件くらい入庫があるんですか。

・仮に、何回もあるとすると、契約金額が〇〇円。そうすると毎回、分かってきますよね。

・この調書、契約一覧では同じ日にもう一つ舞鶴ありますよね 200 トン。これはどうして分かれてるんですかね。

・フレコンとは、どのようなものですか。樹脂袋と作業はどちらの方がやり易いのですか。

・契約は、舞鶴港において輸入する政府所有米穀の保管ということで、一般競争入札、競争契約によるもので、応札者1者で、契約の相手方は舞鶴倉庫株式会社です。参加資格等ですが、これまでと同様でして、舞鶴港において輸入する MA 米を保管する倉庫業者を選定するものであって、全省庁統一資格の運送の欄に登録された者であること、それから倉庫業法に基づく営業倉庫等であるということに参加資格としております。

今回1者応札であった訳でありますけれども、これについては。円滑な輸入を確保する観点から、保管方法を本船が接岸可能な岸壁から 10 キロ以内の倉庫で、且つ、通関可能な倉庫としているところですが、この舞鶴港には、通関可能な低温倉庫というのが舞鶴倉庫1者しかないということにありますので、結果として1者応札になったというものです。

・他に営業倉庫はありますので、例えばそこが政府所有米穀を保管をしたいということで低温化したりすれば、応札してくる可能性はあると思います。

・そうです。また、低温化しても、我々の求める条件がありますので、15度で保管しないといけないということにしております。湿度等も除湿がきちんと出来なきゃ駄目です。そういう条件を満たすと今この所こだけでということですよ。

・随意契約も可能ですが、やはり我々としては1者しか応札が見込まれない場合であっても透明性を確保するということから、一般競争入札を行ってまいります。

・この舞鶴倉庫に、入庫するのは年に数回もございません。配船計画は食糧貿易課で立案していますが、基本的には需要、それから、倉庫の空き状況等を踏まえて配船はされることになってまいりますけれども、需要は多くないことから舞鶴港に入港することは、年間何回もありません。

・一般競争入札を全面的に採用したのが、今年の10月からですが、まだ1年も経っていないという状況ですので、今後の検討になると思います。

・これは、資料を見て頂くと分かりますように、今回の入札は樹脂袋とフレコンと、2種類あったためです。

抽出案件はフレコンです。それから、もう1件あるのは樹脂袋ということで分けて入札を行っております。

・フレキシブルコンテナといいまして、大体1トンの樹脂の袋です、丸い筒型のものです。

・手間がかかるとか、そういう意味ではないのですか。

・初めに説明頂いたことに関係するんですけども、例えばアメリカとかタイの産地のお米が来ますよね。この米は舞鶴だから、さっき言った温度とか湿度とかの関係があるから低温倉庫じゃないと駄目なんですか。

・例えば、同じお米が例えば横浜に着いたとか、大阪の方へ、神戸に着いたとか言っても、同じ様に低温倉庫へ入れると。

・これは結局、輸入したお米の用途との関係で必ず温度を保たなきゃいけないってことになるのですか。そういう意味では品質管理をしないお米もある訳ですか。

・お米の保管は全て例外なく、15度で保管するということですか。

・そうすると、お米の倉庫っていうのは、温度調整とか湿度調整が無いと駄目だっていうことですね。

・そうですか。今まで議論してあまり話題に出なかったけど、当然そういう風になっていたっていうことですね。

・これは、10キロ以内もそういう意味があるんですか。

・先ほどのこの話ですけども、舞鶴の場合は該当していた倉庫は1者しかないという。これは低

当然、樹脂袋の方が30kgなので扱い易いとは思いますが、フレコンが1トン詰めなので作業効率は高いですけども、はい崩れを起こし易いのできちんと積まないと、安定しないということがあります。

・はい。それからあんまり高く積めないんですね、3段位ということで。倉庫に空きが出てしまうということもあります。通常、この樹脂袋等はパレットっていうものに乗せまして、大体50袋位ですかね、ひと固まりにして、それを積んでいきますので、割合フレコンよりは高く積めるから収容力もそっちの方があるんです。収容がたくさん出来るということにはなるんですけど、作業自体や入庫とか出庫の際にはフレコンの方がはるかに作業は短くて済むと思います。

・いや、舞鶴ということではなくて全て同じ条件です。

・そうです。入札の仕様書に明記しています。

・品質管理のためです。また、品質管理しない米はありません。全て低温倉庫に保管しています。

・今、例外なく全て15度以下で保管しています。

・温度調整、湿度調整出来なければならないということです。

・事故米問題等を受けまして、湿度管理を60～65%を維持出来ることを明確にしました。カビを生やさないということで、そういう厳しい条件を付けているものです

・10キロというのは荷役との関係です。港から運ぶ時にやはり遠いと、内陸の方に持って行くとそれだけ時間も手間もかかります。10キロでなければならないという明確な定義はありませんが、運送賃も10キロ単位で区切ってるものですから、10キロというにしています。これ以上遠くなると、それこそ円滑な入庫の手続きに手間がかかるということです。

・10キロを超えればあります。

温倉庫がないということですか。それとも 10 キロを超えればあるということですか。

・〇〇%で落ちているからいいけど、10 キロというのは、例えばカビを発生させないとか、そういう距離と時間のこともあり、発生しにくいということもあるのですか。

6 役務契約

【総合食料局情報管理システム運用システム運用支援業務】（一般競争入札（総合評価））

・実際に相手方にお話を聞いたということはないのですか。

・カビではなく、荷役の関係で効率的に船から持っていかなければいけないということです。日数もかかってしまうということもあります。

港ごとに何キロと決めているわけではなく、輸入米を入庫するための入札はすべてこの形でやっています。

・情報管理システム運用システム支援業務ということで、この運用支援業務というのは、情報処理システムのハードの部分、サーバとかですが、その運転管理の業務を行ということで、今回の相手方がNTTコミュニケーションズで、入札を行ったのは3月16日で4月1日から1年間の契約ということです。この契約につきましては、実は1者応札になっております。概要の備考欄にも書いてありますように、入札等説明書受領業者は9業者、入札説明会には4業者が来ていましたが、当日の入札には1業者のNTTコミュニケーションズだけとなりました。

これは3月に入札をしておりまして、4月以降の入札につきましては、1者応札の場合は、入札説明書受領者なり、入札説明会参加業者に対して、なぜいらっしやらなかったのかという、アンケートを実施しており、原因の究明をして、次の契約に反映していこうということをやっていますが、今回につきましては、3月であったということで、なぜ1者しか来なかったかという原因はこの場で究明することができません。

・この段階では聞いていません。本年度、4月以降の契約・入札に関しては、1者応札の場合、必ずアンケートを行うということでやっています。

私どものシステムというのは、政府所有米麦の在庫数量とか販売代金とかを総合食料局の中で、サーバを通して一元的に管理するというものです。システムの利用者は、職員以外に保管業者、運送業者、お米の買受業者といった民間の業者もこれをインターネットを通じて使用するものです。

一般競争入札をするための条件ということで、私どものシステムでインターネット回線を使用したもので、情報通信システムで運用保守能力を持っている技術者が必要であるということ、それから、OS等の著作権に係ることがあり、当システムには、民間事業者が登録されるので、そういう企業の個人情報の管理ができるということを事業者に対しての縛りをかけているということが条件です。

また、情報セキュリティの保守・運用管理を行った実績が1年以上有していることや、主任担当者は、設計・開発・運用管理において5年以上の実務経験

・今の24時間体制という、リモート監視ということは仕様書か何かに書いてあるのですか。

・夜間バッチ処理ができないといけないのでしょうか。

・この契約の相手方を括弧書きで書いてある、NTTコミュニケーションズの20年度とありますが、これは別の契約なんですか。

・リモート監視という施設が必要ということですが、4者のなかで、NTTコミュニケーションズさん以外はなかったのですか。

・基本的には、この縛りが必要であったということで、NTTコミュニケーションズしかないということですか。今のこの入札条件が本当になければいけないかということなんですけど。

・人ではダメなんですか。

・夜間バッチの支援業務はどのようなことをやるのですか。

・それはどこで検知するのですか。

・応札者の数を増やすということ、何か考えられるのでしょうか。次年度以降の話なんです

を有しているということ資格条件としています。

・運用支援業務仕様書に、リモート監視について作業内容というところに運用支援担当技術者の派遣等ということで、こういう人を常駐させるようにしています。また、システムの稼働条件なんですが、業務概要等の3の(4)の④に運用時間は6時から24時までと書いてあります。

・夜間バッチ処理というのは、システムが自動的にやってくれるということです。バッチ処理中に障害が起きると問題であり、これができないと、翌日以降の在庫の更新ができなくなってしまうということです。非常に重要な業務となっています。

・この運用支援業務もNTTコミュニケーションズさんにやっています。ただ、前年度と運用支援の業務の内容が一部違い、21年度は作業内容が増えています。作業内容が増えた分だけ常駐者を増やしていただくようにしてまして、前年度は1名以上が要件だったのが、21年度は2名以上というようになっています。

・会社の人をこちらによこすというのはありましたが、こういう施設でということになりますと、NTTコミュニケーションズさんしかいなかったということです。

・私どもシステムの運用条件というものがあって、なぜ6時から24時までかというと、米麦の保管状況の品質状況のデータに何らかの問題が起きた場合、すぐに対処していただくことになります。

また、業者の方がいつこのシステムを使用されるか分かりませんので、不特定多数の人が見れるよう時間制限を持たないようにしていることを考えると、それなりの施設をもっていることが必要となってきます。

・電算室に人が入ることになると、今度は庁舎管理の関係で制限をかけられてしまう、いわゆる入退室のところになります。

また、情報セキュリティの関係で、就業時間中は我々も監視できますが、24時間となるとさすがに難しいことになります。

・加工しているサーバが、何らかの障害が起きていないかどうか検知するということです。

・別なところでリモートで監視するということです。エレベータの24時間監視みたいなものです。

・増えないことはないと思います。ただ、24時間人を張り付けてもいいのですかということにも関係

けど。リモート監視のことをだけを外せば、応札者は増えそうですか。

7 前回委員会案件の再説明（役務契約）

【経営所得安定対策情報管理システムの収入減少影響緩和交付金の出力帳票の変更等に伴うプログラムの追加及び修正業務の契約の低価格入札の件】

・事実関係の確認ですが、現実に調査等メモがありますが、当日やった調査ということですか。

・このメモにある当該業者について調査したところとあるが、これはいつのことかということです。

・入札が終わった後というのは、落札決定はいつやったんですかね。

・その調査というのは行為としてやっただけで、やった調査の結果というのはあるのですか。

・会計法、予決令では一旦保留して調査を行いやることをきちっと決められています。そういうことを入札説明書の中で謳わないで、いきなり落札し契約してしまったということですね。

・今日で急な話で無理なら次回持ち越しでその担当の方に説明できるようにお願いしたい。それと、現実に張り付いている方はどういう資格の人が来ていたかが分かる資料を相談していただいでお願いしたい。

しますがそれは難しいので。最適化計画では、自社内にハードを置かないというのが最近の流れで、別な電算センターに設置してそこで監視するという事になっています。そうすると、最初に契約した場所以外の監視が、機種更新するまで随意契約でやらざるを得なくなるということです。

・前回の委員会の宿題で、経営所得安定対策情報管理システムの収入減少影響緩和交付金の出力帳票の変更等に伴うプログラムの追加及び修正業務の契約で、ご指摘がありました落札率の〇%で、低価格調査をやっていないのではないかという話でしたが、我々もこの入札に関しまして、担当者にも聞きまして、低入札のことを盛り込んでいなかったということがありました。

状況からしますと、過去に財務省国税庁の開示システム、似たようなシステムを請け負っている経緯もありますし、経営内容についても信用状も特に問題がないとチェックだけはしました。

また、「検査調書」と「業務完了通知書」によりまして、契約自体には問題はないと考えています。

・入札の当時にいただいたもので、経営概況の資料につきましても、その本社のHPから取り寄せまして調査しました。

・調査は入札が終わった後ということになります。

・入札を12月24日にやりまして、落札決定をしてしまい、その後に調査を行ったものです。

・通常であれば、入札を保留にして低価格調査をやらなければいけないのですが、その時は、全然やっていませんでしたから、落札決定した後で、計算してみたら、〇〇%という低入札が判明したものです。

・省内手続き上は、当然予決令で定める基準額があって、その基準額を超える入札があれば、低入札の調査をかけるという予決令第86条であって、会計法第29条の6の落札の決定の方法の例外にあたるので、委員長が仰るように落札の留保をしなければいけないということが定められていることです。

・分かりました。

・検査調書は、何ごともなく履行できましたという証ですよね。それ以降修理等何か来ているのでしょうか。

・何か分かるものがありますか。実際の作業後の追加プログラムの作業があつて、この業者あるいは別の業者でもいいですが、契約以降の業務報告として何らかの不具合があつて、作業いただいているかどうか、これは重要な要素だと思うので。実際にそういうことがなければいけないという確認できる資料をお願いしたい。

・それは何もなければ問題ないことですが、形式的な問題はあつてと思います。

・これは担当者レベルでやられたのでしょうか。

・農水省（食料特会）としては、ここと契約したことはないのですか。

・非常に安かつたということで、留保して調査してその目的がその会社が手抜きとか途中で潰れるといったことがないかという調査であるかということかということをもう一度確認して貰つて、会社が潰れるかどうかは正味資産が厚いから大丈夫でしょうということ、人の値段のことは分からないですけども、その技術力を持っているかどうかは、国税庁の仕事をやったから多分大丈夫でしょうということですよ。

・穿った考え方でいえば、業者の実績作りということと見てしまう。

・それは、私どもの所では分かりません。

・契約後の業者に対するフォローアップについては、担当の経営局になるのですが、次回に整理をしてお答えをするということをお願いします。入札事務は私どもでやるのですが、契約した後の個々の業者の対応については、直接担当局の方でやりますので。

・確かに手続き上は省内ルールで定めたルールと異なつた部分ですが、会計法第29条の6は、この人にこの安い値段でやらせるのは国としては、契約の履行の安定性が確信できないとかであれば、次点にできるというようになっているので、そもそも、そこで落札を決定すべきではないということは委員長が仰るとおりですが、当然できていない部分について、追加的な調査なりをして、問題ないことを確認して今回契約履行をしたということですが、手続き上の落ち度があつたことは否定はできない訳です。契約履行については整理として問題はないのかと思います。契約に至るまでの手続きの過程において問題があつたことは確かにそういうことであると思います。

・低入札により契約をしないことは、あまり例がなく、入札参加資格者に登録された者という面から信用があるという判断もしたところがあります。今考えると、保留して調査を行い、きちっとやらなければならないと思つてます。

・ありません。今回初めてです。プログラム改修というのは殆ど人件費ですから、他の類似の予定価格を作るに当たって、高いランクの単価を使用して積算せざるを得ないのかなと思つてます。

・本来の低入札調査というのは、過去の事例、経緯なりを、相手方が入れた札の金額を、私どもが提示している業務内容に沿つたものになっているか聞き取り調査することです。この金額で本当に業務ができるのかという調査です。

・通常の低価格入札ですと、相手方の勘違い等、我々の考え方と違つた点を確認するのですが、向こうに勘違いがあつて重大な過失があれば、低入札で取消すと

・その後の修理の状況と、実際、積算の問題として一律単価を採用している点、提出する書類上で実際どういう方が従事するようになっているのか実態を知りたいので資料の提出をお願いします。

ということになります。

・承知しました。